

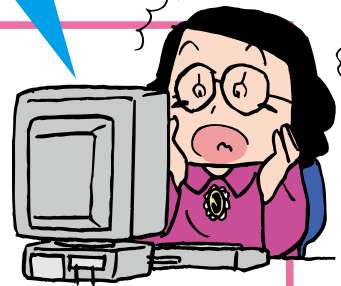
## ◆ワンクリック不正請求にご注意ください！◆

占い、ゲーム、アニメを見るつもりが、アダルトサイトの高額請求

登録ありがとうございます！

### 《相談事例》

小学生の息子がパソコンでアニメを見ていたら、いつの間にかアダルトサイトに誘導され、いきなり「登録ありがとうございます」と表示され料金を請求する画面が表示され消すことが出来ない。支払わないといけないう。画面を消すにはどうしたらいいか。



アドバイス

- あわてて業者に連絡しない
- 利用料金の請求を受けても、言われるままに支払わない
- 未成年者は家族に相談する
- トラブルにあったらすぐに消費生活相談所に相談する

### 「請求画面が消えない！」その対策として・・・

IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が対策情報ページを公開しています。パソコンを再起動しても料金請求画面が出現する場合は、ウイルスに感染していると思われます。下記の情報ページを参考に自分自身で対処するか、または消費生活相談所にご相談ください。

IPAの対策情報ページアドレス

<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

### パソコン利用上の注意

- ◆意思確認画面で安易に「はい」ボタンをクリックしないこと  
年齢確認や利用規約の同意を求める「はい」「いいえ」というボタンがあったら、必ず内容を確認し、契約する意思がなければ決してそれ以上進まず、そのページを閉じてください。
- ◆クリックする前に「はい」ボタンの周辺をチェックする  
「はい」ボタンの近くに有料サイトである旨の表示があることがほとんどのため、クリックする前に影響「はい」ボタンの周辺を注意深くチェックするようにしましょう。
- ◆未成年者がいる家庭では、有害サイトブロックソフトサービスを利用する  
未成年者にはふさわしくないウェブサイトの閲覧を防ぐことが可能となり、結果として「ワンクリック不正請求」を行うアダルトサイトを閲覧できなくなるので、被害を防ぐことができます。



# 消費生活

## みみより情報

No. 7  
平成22年9月  
発行／市消費生活相談所  
編集／市役所市民生活課  
広報市民相談室  
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

## ◆クレジット・サラ金・ヤミ金無料相談会のお知らせ◆

鹿児島くすのきの会では、クレジットやサラ金またはヤミ金等で困っている方々の相談に応じるため、弁護士・司法書士が下記のとおり無料相談会を開催します。

当日相談会場にお電話されるか、または直接お越しください。

### 《相談日程》

日時	平成22年9月13日（月曜日）から9月18日（土曜日） 各日 午後1時から午後5時まで
実施方法	弁護士・司法書士が電話・面談により相談に応じます。（相談は無料）
電話相談	099-227-0102（臨時電話）に電話してご相談ください。
面談相談	次の会場に直接お越しいただき、ご相談ください。 ①鹿児島市山下町12-12 一二三ビル201号 鹿児島くすのきの会事務所 電話 099-226-1725 ②県内各弁護士・司法書士事務所 ①の事務所に電話すると、近くの弁護士・司法書士をご紹介します。
主催者	鹿児島くすのきの会
問い合わせ先	■鹿児島市山下町12番5号 藤崎ビル2階 森弁護士事務所 森 雅美 電話 099-225-1800 ■志布志市志布志町志布志2丁目8番31号 下野司法書士事務所 下野太志 電話 099-472-2537

借入れや返済のことでお悩みの方は、この機会に是非後相談ください。

「債務整理をしないか？」「払い過ぎたお金を取り戻す」などと勧誘する業者にご注意ください！！

### 《アドバイス》

- 債務整理に関する勧誘はきっぱり断りましょう。
- 債務整理は信頼できる相談機関にまず相談しましょう。



## ◆突然の借金の取り立ての訪問！！◆

— 昔、消費者金融などから借入れがある人は特に注意が必要です —

借金が済んでいない！



時効は関係ない！

### ＜相談事例＞

夜8時頃、「25年前の借金が済んでいない。」と突然の訪問を受け、債権譲渡通知書と借用証書の写しを渡された。確かに自分が以前借金をし、返済が終わっていないサラ金の借用書だったが、20年以上請求は一度もなく、裁判所からの書面も届いたことはない。時効を主張し、ドアを閉めようとしたが、来訪者は靴をドアにはさみ強引にドアを開けさせ、「時効は関係ない」と言って帰らなかった。途中で来訪者はどこかに電話をかけ、電話先の人から恫喝されているようだった。どうしても帰らないので、警察官に来てもらい、ようやく帰ってもらったが、また、来るのではないかと今でも怖くてたまらない。  
(情報提供・・・県消費生活センター)

### アドバイス

#### ●時効の援用について

すでに25年も経過しており、その間裁判上の請求等もなされていないようですし、時効（会社組織の場合は商事消滅時効：5年）の援用が可能なので、弁護士や司法書士に相談し、内容証明郵便を送付するなどして時効援用の意思表示をすることが有効です。

#### ●貸金債権の取り立てについて

貸金について、債権譲渡すること自体は適法ですが、譲渡された債権の取り立て人についても、威迫したりするなどの下記の行為を行うことが禁じられています。

(貸金業法第21条)

- ・正当な理由がないのに、社会通念上不適当な時間（午後9時から午前8時）に電話や訪問等を行うこと。
- ・正当な理由がないのに、勤務先など、居宅以外の場所を訪問すること。
- ・「帰ってくれ」と言われても、当該場所から退去しないこと。
- ・他から借金をして返すように要求すること。
- ・親族等他の人に肩代わりするように要求すること。
- ・弁護士等が債務整理について受任し、すでにその旨通知があったにもかかわらず、直接債務者に弁済を要求すること。 など…

これらの威迫行為等があった場合は罰則規定もありますので（貸金業法第47条の3）、困ったときは、最寄りの警察署に相談することをお勧めします。

## ◆出会い系サイトのトラブル ◆

〈国民生活センターホームページより〉

＜相談事例1＞ 無料の懸賞サイトに登録したら、携帯電話に4等400万円の懸賞に当選したというメールが届いた。賞金を受け取るために必要といわれ、出会い系サイトに登録したうえ、何度もメールを送った。結局賞金は振り込まれなかった。

＜相談事例2＞ 無料の占いサイトに登録したら、出会い系サイトからメールが届くようになり、「女性無料」とあったので、興味本位に利用した。「会ったときにポイント代は肩代わりする」と相手が言ったので有料となってからもメールを続けていた。会う直前にいつもキャンセルされ、相手は「サクラ」ではないかと不審に思うようになった。

＜相談事例3＞ 無料の着メロサイトを利用したら、複数の出会い系サイトに登録になったようで、難病の子を持つ父親だという人からメールが届き、同情して話をきいた。ポイント代を払うというので、相談に乗ったりしていた。結局、相手から支払われぬまま、利用料を請求されている。

### アドバイス

#### ◇ 無料サイトに安易に近づかない！！

意図しない出会い系サイトからの勧誘広告メールが届くようになる背景には、あるサイトに登録するといくつものサイトに同時に情報がもたらされることになっていると考えられる。無料だからといって安易にアクセスして、個人情報を不用意に入力したりしない。

#### ◇ 不当な請求に対しては支払わないこと！！

利用していなければ支払う必要はない。「登録したから」「請求が何度も来るから」などの理由で請求に応じたり、聞かれるまま氏名や住所など個人情報を教えたりすると、さらに別の業者から次々と請求を受けることになる。

#### ◇ 出会い系サイトのメールが届いたら・・・

- (1) 請求があっても安易に連絡したり、氏名や住所、勤務先などの個人情報を教えたりしてはいけない。
- (2) 執拗な請求はドメイン指定拒否の設定をし、必要に応じてアドレスを変更する。
- (3) メールの内容は証拠として残す。
- (4) 悪質な広告メールは、迷惑メール相談センター（(財)日本データ通信協会）へ情報提供する。
- (5) 不安なことや困ったことがあれば消費生活センターに相談する。  
(過去に裁判手続きを利用した架空・不当請求があったので、「裁判所」から通知が届いた場合は放置せず、消費生活センターへ相談する)